

令和6年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会議事録

1 会議の日時及び場所

日 時 令和6年10月18日（金曜日）午後2時から4時30分まで
場 所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨
※Web 会議システム併用による開催

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

北原理雄会長（議長）、志賀直温副会長、櫻井清一委員、志賀和人委員、寺部慎太郎委員、中村暁美委員、山崎文雄委員、吉野毅委員、穴倉登委員、須永和良委員、秋山陽委員、榎本怜委員、岩波初美委員、中西香澄委員、小坂泰久委員（計15名）

(2) 事務局職員

富沢総合企画部長、田中政策企画課長、青野政策企画課副課長
総合企画部政策企画課 根本土地利用政策班長、町田副主査

3 議事録署名人

北原会長が櫻井委員及び山崎委員を指名

4 会議に付した議事

- (1) 第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）について
- (2) 千葉県土地利用基本計画図の変更について（諮問）
- (3) 県土利用のモニタリングに関する調査について（報告）

5 議事の概要

(1) 第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）について

議 長 初めに議事（1）第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）についてです。本議題については、事前に調査検討部会において議論が行われていますので、部会長の寺部委員から概要についてよろしくお願ひいたします。

寺部委員 今年度、7月と8月に調査検討部会をし、部会員7名で議論をしました。

昨年度の審議会では、国の第六次国土利用計画（全国計画）で示された新しい視点、社会潮流、千葉県らしさ、半島性、谷津、成田空港など、これらを踏まえて基本的な方向性について議論をしていたところです。

その後の部会では、次期計画の基本的な方向性を踏まえて、事務局で作成した骨子（案）のたたき台について議論をし、本日の資料

1－3、骨子（案）の本文をとりまとめたところです。

骨子（案）では、計画の目的、性格、県土の特徴など、計画の基本的な考え方や、県土利用・管理の基本方針に対応した計画の実現に向けた措置など、全体を通して整理をしています。

私がこの2回分の部会の議論を見て思ったことは3つあります。

1点目は、千葉県らしさ。半島性や海と緑で囲まれていて、都心へのアクセスが良い。あとは、これまでに無かったキーワード“谷津”というキーワードはやはり忘れてはいけないという話が出て、そういった地形やその個性というか、千葉県らしさみたいなものはきちんと忘れずに盛り込んでいこうというのが1点です。

2点目は、言葉をより詳しく説明しようということを心がけました。普通に自然環境や生物多様性と言ってしまうとわかったようでわからないようなものになってしまうので、もう1つ踏み込んで、例えば、土壌や水質の保全など、森林や水源といった涵養能力をきちんと高めていこうとか、あと森林環境税も最近話題になっているので、これらを散りばめながら、言葉をもう少し詳しくしたというのが2点目です。

3点目は、宅地に関してももう少しきちんと書き込もうというところがありまして、例えば、空いている公共用地や公共施設のイノベーションなどの利活用、住宅団地の再生、交通拠点や生活拠点の周辺での新たな住宅地の整備、これらのキーワードも盛り込んだところです。

以上です。詳しくは、事務局から説明をお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、お配りした資料に基づいて、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1－1「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の策定について」、資料1－2「【概要版】第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）」及び資料1－3「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）」に基づき説明

議長 それでは、議事1についてご質問、ご意見がある方は挙手をお願いします。

宋倉委員 次期計画の策定に向けて色々網羅されており、私も今、災害関係について大変注目しているが、これから防災庁もできるということもあるので、事前復興まちづくり計画の策定支援というのは非常に有効なのではないかなと思います。これからのまちづくりは、災害

を想定したまちづくりになっていくと思うので、災害対応を考慮した安全、安心な県土利用・管理が入っているということは、これからの防災問題に対して、県としても防災を中心に据えていくという方向性は、非常に良い印象受けました。

議 長 ありがとうございます。ご意見ということで、賜ります。

須永委員 私から意見は短く1つ。農地や森林の部分で、農業振興地域制度や農地転用許可制度、林地開発許可制度等の“適正な運用”という文字がいくつかあるが、こういう書き方にならざるを得ないのかなと思いつつも、もう少し“柔軟な運用”という書き方でもいいのかなと思います。今の農地の面積を維持しようというのは無理があると個人的には思っていて、農業振興地域の除外なども含めた制度を柔軟かくしていかないと、中々除外ができないというところから考えると、“柔軟な運用”という書きの方が可能性はあるのではないかなと思います。私は、自分で稲作をやっているが、ぜひ、農地の面積を守ろうというよりも、多分生産性は明らかに昔より上がっているので、収量というか、その生産自体は十分足りると思うので、これから人口が減少していく中で、農地の面積を守ろうとすると非常に大きなコストがかかってしまう。耕作放棄地の対策でもすごい金額をかけているし、鳥獣被害においては、県は年間16億円、10年間で165億円、固定費のようにお金がかかっているので、戦略的でないという意味ではないが、農地の面積を減少できるような可能性も含めると、農業振興地域制度の“柔軟な運用”という書き方もありかなと少し思いました。

議 長 “柔軟な”という表現の方がいいのではないかというご意見いただきましたが、事務局いかがでしょうか。

事務局 農地に関して言うと、農地を守らなければいけないという立場と、適切に土地利用の転換を推進していくと両方の立場のご意見があるかと思えます。その“適正な”というところを“柔軟に”に変えられるかどうかは、農地の方の守るという立場との兼ね合いがあるので、今この場では、こちらからお答えはできないが、ニュアンス的なところとしては、資料1-2の4(1)の“③の産業集積促進のための土地利用の転換を推進する”というようなところで、第6次計画においては、そのような趣旨の方向性を少し打ち出しているというような状況です。

農地・農村振興課 農林水産部としては、生産性の高い面的に広がりのある優良な

農地は、やはり守っていくべきだと考えていますので、こちらのサイドとしては、できるだけ“適正な”ということで表現させていただきたいと考えています。

議 長 よろしいでしょうか。今後、十分に検討していただくということでお願いします。

岩波委員 私からは2点質問というか、対策を伺うことになるかと思いますが、住宅地の“質の高い居住環境の形成”という記載について、実際に私どもの住宅中心の街だと、事業者が開発をするときに、1㎡でも多く土地・住宅を作るというマインドがすごくあって、市町村がそれに負けて、最低限の面積を守ってさえすれば、許可が出されてしまう現状があり、“質の高い居住環境の形成”が実現されていないと思います。そういう状況でも遊休地や空き家も増えているので、その辺を市町村に対して、空き家等の利用を誘導する条例や考え方など、具体的な策を授けてあげないと、実際には“質の高い居住環境の形成”を実現できないと思うので、もし具体的な方法があれば教えてください。

もう1つは、市街地の未利用地の利用のことで、例えば、道路の建設などをすると、20年も30年もかかって道路を作るため、駅の間近な土地を空かせたまま20年も30年も置いとくわけです。その土地を周辺の商業者の方々が、道路ができるまでの間、一時的に駐車場などに使わせて欲しいと言っても、「いや、それは道路用地だから駄目だ」と、昔から同じ回答がされています。市街地の駅周辺など真ん中の県が取得した未利用地が利用できないということも実際に起こっているので、こういう方針に向けて具体的な手法を組み込まないと各課の判断でできないになってしまうので、統一した政策をどのようにして実現していかれるのか伺いたいと思います。

議 長 事務局、よろしいですか。考えがあれば。

都市計画課 1点目のご質問ですが、都市計画としては、市町村が決定できる地区計画制度があり、その中で例えば、壁面後退や容積率、用途など、地域の実情に応じて規制等を行うことで、望ましい市街地環境を形成するという手法もありまして、私どもとしても、市町村が都市づくりを行う際には地区計画を活用しながら、良好な都市環境の形成を図るよう指導・助言をしているところです。引き続き、こういった制度が活用されるよう指導・助言して参りたいと考えています。

事務局 2つ目のご質問に関して、今、明確にお答えできる担当課がいませんので、一旦お預かりをし、次回以降の審議会で回答させていただきます。

志賀(直)委員 前回は発言させていただいた部分なのですが、2点です。

1点目は、再エネ施設のところです。“カーボンニュートラルの実現に向けて太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は重要”というふうに記載がありますが、今の状況からすると、本当に重要なのかという考えすら出てきています。千葉県のリソースとして、天然ガスもあるわけで、これらに振り替えるとか、土地利用の面では特にカーボンニュートラルと言うが、森林そのものは、CO₂の大きな吸収源になっていて、それを伐採して、どんどん太陽光パネルを設置しているものがメインであるため、これについては考え直した方がいいのではないのかというのが私の考えです。そういった面で、この重要という書き方は、ベストミックスというか、この発電施設と併せて、全く止めてしまうという意味ではないが、そういったものとバランスをとりながら、千葉県としてどう考えていくかということ、全国の事例だけではなく、千葉県で計画に書き込むことができるのではないかと思います。

2点目は、農地の関係です。農地はかなりの規制がかかっている、すごく細かい面積で入り組んでいるところは山ほどあります。このようなところは、農地として使えず、他に利用もできないので、どのように土地活用すればいいのか考えてみてもいいのかなというふうに思っています。具体的にどうすべきか、発言はできませんが、やはり今の段階で検討して、次の段階でそういったものも有効に活用できるような方法も、この計画に入れる必要があるかなと思います。

議長 事務局いかがでしょうか。

事務局 1点目の再エネ施設、特に太陽光発電施設のことかと思いますが、まだ全体としては、再エネの利用、太陽光発電を含めて推進していくというような立場だと思います。ただ、太陽光発電事業の実施に伴って、周辺環境との調和というか、景観や自然環境への影響が生じてるところもあるので、推進していく中でもメリハリをつけていくという方向になっているところです。例えば、千葉県の方でも今年の3月に、環境配慮基準を定めて、促進区域の設定に関するガイドラインを作るなどしています。

なお、太陽光発電施設の林地開発の全体の件数としては、ここ数年に関して言うとややペースが落ち着いてきているという状況に

なっています。

森 林 課 森林サイドの方からお答えいたします。

林地開発制度というものの中で、森林課としては、森林を守るといようなことについて取り組んでいるところですが、一定の基準の中で、開発というものも決して否定はできないということで、許可制という形で運用しています。ご指摘のとおり、森林が伐採されて太陽光がどんどんできていくということが、方々で見られるかと思いますが、そのような中で森林サイドとしては、総量規制といったようなものにはちょっと動きにくい現状であります。また、伐採した木材についても、ぜひ有効活用しようと考えているところであり、もちろん住宅資材として活用するという考え方もあります。また、県内にも木質バイオマス発電所もありますので、そのようなところへの発電燃料として供給し、なるべく無駄にしないよう配慮しているところです。

議 長 今、色々な側面から課題があり、必要性としては、再生可能エネルギーは重要だが、実際に県で起こっている事象としては、課題が多いというのは、ご指摘のとおりだと思うので、部会でも更なる検討していただければと思います。

志賀(直)委員 全体では重要だという位置付けは理解します。

ただ、長期にわたる計画を作るため、すぐに変えていくことはできないはずなので、状況や課題を十分に把握しながら、読み取れる書き方というの、適正な手続きや色々な対応面を考えながら、やはり計画に盛り込むことが必要ではないかなと思っています。

現に九州では、再エネ施設が増えすぎて、令和元年に供給過剰になったこともあるので、やはり先を見て計画を作る必要があると思います。

議 長 十分検討いただければと思います。

小坂委員 県の国土利用計画・土地利用基本計画に関してです。県内には 54 市町村があり、多様な地域づくりをされていると思います。そういう中で、この理念的、先進的な方向性を示していき、あとはそれに基づいて各部門、市町村が個別法律や色々なものを使って、進めていく形の建付けがいいのかなと思います。これから市町村と都市間競争があり、市町村がリーダーシップを発揮して、どういう地域づくりを進めていくかということになるが、自ずと 30 年、50 年経てば、その時に担当していた為政者、議会、職員たちがいなくなって

しまい、その都市の方向性がよくわからなくなってしまう。そのため、先を見た地域づくりをしていくことが必要だと思います。将来像については、色々な面で、各委員がご指摘されたことを踏まえて、この計画を作り上げていけば、あとは、市町村がその地域をどう作っていくかをしっかりやっていくことなのかなと思います。

また、いわゆる足の民主主義なので、自由に住む場所を変えられるということもあり、県の役目としては、このような全面的な計画の中で、やっていただければいいのかなと思っています。

議長 ご意見ということでよろしくをお願いします。

中西委員 まず15ページですが、細かいところで、12行目あたりから東葛・湾岸ゾーンについての目指す方向性が書かれているが、他の地域と少しここだけ違うなと思って、他の地域は地域振興を図るとか、産業発展を図るといふふうには書かれているが、この東葛・湾岸ゾーンだけは、“首都圏での都市間競争におけるさらなる優位性向上を図る”と書かれていて、周りよりも良くなるという、絶対的な例はなく相対的なゴールしか書かれていないので、せっかく総合計画との関係性もあるので、もしまだ広げる余地があるのであれば、優位性を入れるにしても“優位性を持った良質な環境構築を図る”や“環境改善を図る”など、本当に千葉県としてどうしたいかを書いた方がいいのではないかと思ったのがまず1点です。

議長 1つずつ行きますか。事務局をお願いします。

事務局 東葛・湾岸ゾーンは、どうしてもその東京に隣接しているという部分があるので、そういう気持ちが少しこの中に出てしまっているところでは。これから文章を作っていく段階で、ご指摘の点も踏まえて、掲示内容をもう少し考えていきたいと思っています。

中西委員 ぜひ、お願いします。もう1点だけお願いします。21ページですが、②迅速な復旧・復興が可能な県土の形成の20行目“災害時における緊急搬送や復旧活動を円滑に実施できるよう無電柱化の推進”と記載があり、無電柱化はもちろんの方がいいと思うが、この計画の間に全部の道路を無電柱化するのはそもそも無理だし、するつもりもないと思います。その前の19行目の、のり面対策の記載では、“国道・県道の”と限定されているので、県の考えとして、ある程度限定されるのであれば、この20行目のところも“国道や県道の”、“幹線道路の”などと入れた方がいいのではないかと思います。この無電柱化の目指す範囲とここに書いてあることが、どの

程度か県の考えを確認したいです。

議 長 事務局お願いします。

県土整備政策課 ご指摘のとおり、県内の道路全てを一度に無電柱化するというのは、不可能なため、県としても、無電柱化推進計画というものを策定して、これに基づき、目標を定め、電線管理者と合意形成を図ったものを順次計画的に進めていくこととしています。おっしゃるとおり少し限定的にというか、計画に基づいて、無電柱化を進めるというような表現ぶりでいきたいと思います。

中西委員 やはりこういう計画に書いていくと、基礎自治体の議員は、1度無電柱化をしたいというときに、「県の計画にこう書かれています」というふうに根拠に使わせていただいたりする方が多いので、やはりそのように限定していただいた方が現実的かなと思ったのでよろしくをお願いします。

山崎委員 基本方針や措置の5番目にDXの効果的な利活用と書いてあり、これ非常に重要だと思うが、具体性が少し甘いと思います。22 ページで“インフラまちづくり等の各分野においてDXを効果的な活用”、その下に2行書いてあるが、実際に県として、どういうデータを公開をしていくのか。防災や都市計画、土地利用計画全般において、色々な空間情報や人間の情報、建物、道路などこういう情報がないと、ほとんど具体的な検討も何もできないですよね。それで、DXが重要だということは皆さん理解してると思うが、もう少し具体性が必要で、ある程度初めにこういうことやるんだということは言って、もう仕方なしにやらざるを得ないようなことにしないとなかなか進まないというような気がします。

議 長 事務局いかがですか。もう少し具体的にというご指摘ですが。

事務局 今、骨子案というところもあり方向性を示すということで例示している段階ですが、どこまで書けるかは庁内で検討していきたいと思えます。

須永委員 1点だけ、資料1-2の③ライフスタイルの変化への対応のところ、1個入れたほうが良いと思ったのは、経済社会情勢の変化でライフスタイルが色々変わるところがあるが、気になっているのは、確か来年度から、65歳が定年となり、65歳から70歳までの人が働きたいとなったときに、仕事を紹介することが義務化される

かと思えます。この計画期間の令和 15 年度までに、70 歳定年になると、おそらくライフスタイルは大分変わっていくのではないかなと思います。皆さんの知り合いの中でも、60 歳の定年後に、中山間地域で自分の農地などで農業をしている人もいると思うが、そういう人がいなくなる可能性がかなり高く、要は定年が 70 歳だと、70 歳で引退したあと、農業をやるかというのではないだろうし、逆に 70 歳定年になったときには、70 歳まで普通に会社に通うわけだから、もしかしたらより都市や職場に近いところに 1 回引っ越ししようみたいな、ずっと終の住みかで一軒家に住み続けてライフスタイルが変わるかもしれないし、多分そういったところで大きく変わるのではないかなというふうに思ったので、この辺の取り巻く環境の変化というところのライフスタイルの変化に定年延長を考えたときに何が起こるかというのが入ってもいいのかなと思ったので、意見として一応言わせていただきます。

議長 ご意見ということで、事務局よろしくお願ひします。

穴倉委員 4 ページの④産業の持続的発展と交流基盤の整備推進による新たな可能性で、以前にも少しお話したかもしれないが、これまでの千葉県の発展、経済県になってきた流れは、京葉工業地帯の埋め立て地によって、産業の集積や雇用が生まれ、そのおかげで近代的になり発展してきたという流れがあります。

その中で、今新湾岸道路が計画されています。このルートはまだ確定はされていないが、海岸の第二湾岸道路の計画に沿った形になっていくのではないかなと思います。ただし、千葉県の場合は、三番瀬の問題があります。環境保全と開発との関係で、三番瀬の環境保全とこれから湾岸道路ができてきて、埋め立てをするのか、今の道路を活用するのか、橋脚になるかはわからないが、この湾岸地域をこれからどういうふうにしていくのか。

また、千葉県の場合は、企業岸壁が東京湾周辺に多くあり、設置されてから相当年数が経っているので、結構痛んでいるところもあるので、災害が起きた際に一気に崩れるのではないかという懸念もあります。

そういった中で、千葉県として、この東京湾のあり方というか、環境保全、そしてこの開発をとおして整備していくのか、今までの基盤をどうしていくのか、真剣に議論してこの地域は保全していく、この地域は、産業に誘致していくなど、何か基本的な考えを皆様で議論した方がいいし、避けて通れない問題です。東京湾は神奈川県、東京都も隣接しているので千葉県だけではないと思います。他県等の情報も集めつつ、幹線道路ネットワークの充実強化や半島性の

脱却と謳っているのですが、総合的に考えながら、環境保全と開発の問題を、県として改めて考え方を示した方がいいのではないかなと思います。ルートを決めるにも、何を決めるにも、やはり今、真剣に議論しておいた方がいいのではないかなというのが私の考えです。

議 長 事務局として、骨子案の中でどこまで踏み込むか含めて、ぜひ、ご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

志賀(和)委員 資料1-3の5ページ目の7行目の赤字と資料1-2にも同じ文言が出てくるが、この赤字は第六次全国計画の内容を踏まえて記載した部分ということで、生物多様性の保全に係る「30by30 目標」等の新しい目標への対応ということが掲げられていると思うが、それ自体何ら異存はありませんが、千葉県で30by30を実現していくことを考えた場合に、保護地域が少ないということもあって、色々困難な点が多いと思います。国際的な流れの中の生物多様性の保全をどのように進めていくかということで、自然共生サイトの登録やOECMなど、今色々な動きが進んでいるかと思いますが、千葉県としてはどういう取り組みがしやすく、意味があるのかという点に留意されて文章化していくといいのかなと感じています。30by30という国際目標を千葉県や地域に降ろしたときに、より意義があって、自治体や事業者が取り組みやすい表現にしていただければと感じました。今後の検討の中でご配慮いただければ幸いです。

議 長 事務局と部会の宿題ということで、よろしくをお願いします。

秋山委員 資料1-3の7ページで、④所有者不明土地、空き家の増加への対応というところで、ここの欄に提供されるかわからないが、空き家の対策というのは、どの市町村も課題を抱えていて、これからのまちづくりや住む場所というところで、1つ解決していかなければならない課題だというふうに思うが、それに伴い、マンションの管理というところも、色々な地域で課題を抱えているのかなというふうに承知をしているところです。従いまして、少し見たところ、この計画にそのような文言が入っていなかったなのでその辺りの考え方を伺えたらと思います。

議 長 これは宿題にしていいですか。

事務局 今日、直接の担当課が来ておりませんが、どのような形で反映できるのか、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

議長 それでは今日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、骨子案を整理し、計画の策定を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 千葉県土地利用基本計画図の変更について

議長 次に、議事(2)千葉県土地利用基本計画図の変更については、資料2-1のとおり、10月18日付けで知事から諮問がありました。内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2-2「千葉県土地利用基本計画図(変更概要)」及び資料2-3「千葉県土地利用基本計画図(変更案)」に基づき説明

議長 それでは、議事2について、ご質問、ご意見がある方は挙手をお願いします。

岩波委員 たとえば案件7などは、沢地に民家があり、沢の高台のところの森林がなくなって太陽光パネルがついている。災害防止、環境保全の面で適正に審査されて林地開発の許可を得ていると説明があったが、このような沢が近くにあってすぐ上の森林がなくなって構造物ができたときの災害対策というのは、どういう意味で適切な対応と理解してよろしいでしょうか。

森林課 林地開発許可制度は、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という4要件を必ず守るということを前提に運用しています。沢沿いで川下に民家集落があるというご指摘でしたが、水の調整については、山の集水面積を前提として、雨水を含め、その水をどのように回収、排出できるかという計算を行い、必要な調節池を設けて、水量の調節を行い、集落の方に一度に水が流れるようなことのないように手当を打った上で開発を進めていくということにしています。

岩波委員 遊水地や調整池が写真からは確認しにくいです。これだけ面積があるので、治水の対策はされていると思うが、どこに作られているのですか。

森林課 航空写真の撮影時期もあるかと思いますが、写真自体も大きなものではないので、この写真の中での判読は難しいところです。事業者からは土地利用計画平面図を作成してもらい、事業地内で調節池を作り、水を受け止めるという仕組みにしています。

岩波委員 土砂崩れ防止にはどのような対策をとることになっているのでしょうか。

森林課 切土、盛土を行う場合、特に盛土勾配については30度までに収めるのが一般に安全な勾配と考えられており、安全な勾配で土を盛りつけて現地の造成をするという計画を履行してもらっています。

議長 他にいかがでしょうか。

志賀(直)委員 先ほどの計画の中でも申し上げたが、太陽光発電については林野での課題、懸念事項はかなり増えてきていると思います。千葉県の場合は総面積の3分の1が森林面積、153,317haあり、そのうち、今回は327haが太陽光だけではないけれども、変更ということになるので、太陽光パネルはどのくらい設置されているか面積を教えてください。

志賀(直)委員 すぐに数字は出ないということだと思います。意見として申し上げたいのは、年々減っているということでしたが、毎年積み上げて増えてきています。その中に災害発生の事例もあると思いますが、県における災害の発生状況はどこで把握しているのか教えてください。

森林課 山間部における話という中では、造成中の事故は数年前にありましたが、運転が開始した施設において大きな災害があったということは記憶しておりません。何かあった場合にどう把握するかですが、施工中の事故・災害については事業者と連絡を取りながら進めているところです。完成後は、森林課の手を離れてしまいますので、森林課で積極的に把握している状況ではございません。

志賀(直)委員 実際そうだと思います。もう一つは、廃棄パネルの処理の仕方がまだ確立されていないので、どうしたらよいのか。県としては、法律、計画に基づいて、昔は立地推進でしたが、今は誘導という書き方になっていて、太陽光の利用を進めている。使えなくなったパネルを廃棄しなくてはいけないときに県としてはどうするのかを今から考えておかなければいけないと思います。そのあたりの考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

環境政策課 おっしゃるとおり太陽光パネルの廃棄が今問題になっていて、今後ますます問題になるということで、国も動きがあります。県でも同様に、国にも要望しているので、取組が進むように考えていき

たいと思います。

志賀(直)委員 先ほども少し触れましたが、九州辺りではもう供給過剰になっているということがあります。千葉県の実情は、京葉工業地帯があるから昼間稼働して使うのだろうとは思いますが、その実態はどうか教えてください

事務局 今お答えできるデータはございません。

志賀(直)委員 県としては、国の方針に従わざるを得ないということもあるが、実際、そうになってしまうと困るのは住民であり、法規制や計画も含めてきちんと将来の見通しを立てるべきだと。計画立案の会議なので、重ねて申し上げるが、先を見て計画を作る体制、考え方というのを、ご意見として申し上げておきたいと思います。

議長 大変重要なお意見をいただいたと思います。太陽光発電は県土全体でどうなっているのか、今後の検討の基礎資料としても大切なものになると思うので、ぜひ整理をして、委員の皆様にもお知らせいただければと思います。

宍倉委員 初歩的な質問となりますが、この用地は形が皆違いますが、どのように決まっているのか、また、売買なのか賃貸なのかを教えてくださいいただけますか。それから、今後の推移、計画の申請状況を聞かせていただきたい。

森林課 まず、この輪郭線について、林地開発許可制度の中では事業区域はきちんと地図上で線を引いて把握しているところです。当然、完成した時点でそのとおりにできているか裏を取った上で、最終的な完了を認めています。その線を政策企画課の土地利用基本計画図に落として、最終的なラインを確定しているところです。

それから、それぞれの用地について、今回の案件を個別に把握はしていませんが、賃貸、あるいは買収した上で、開発が始まるということは、どちらもあり得ることです。

また、設置の傾向を掴める数字として、林地開発許可件数があります。太陽光だけではありませんが、令和4年度から遡ると、令和4年度は32件、令和3年度は38件、令和2年度は48件ということで、その先を見ても、最近は減少傾向を示しています。ちなみに最大は、平成27年、71件です。これはFIT制度が始まった頃ですので、太陽光も同じような傾向を示していることがわかります。

宋倉委員 年々、申請件数は減ってきているということですね。わかりました。他のことでも教えていただきたいときは、また連絡したいと思います。

須永委員 案件2以降は林地開発で許可を取って、完了して、営業も始まっているものを、現状に合わせて計画を変えていいですかということですね。案件1に関しては、この計画を変えるために同時進行で農業振興地域からの除外の手続きが必要かと思うのですが、それはまだ終わっておらず、同時進行で行っているということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

須永委員 そうすると、先ほど、農業振興地域の除外に関して、農地の面積を維持したいと担当課が言っていたが、これは産業ではなくて住宅のために農地の面積を減らすわけですね。農業振興地域の除外は、14haだと国の許可で、県は意見を出すという形になると思いますが、農地の面積を維持したいから適正な運用でいきたいというところと矛盾するのではないのでしょうか。

農地・農村振興課 先ほどの私どもの回答としては、面的な生産能力の高い農地はできるだけ県内に確保していきたいという思いがあります。一方で、今回のように市から空港周辺で住居関係の保護や商工業の利便増進等のために、地域内に用途地域を指定したいという協議が来た場合は、環境や農業上のバランスを考慮しながら判断していきたいと考えています。

須永委員 2点確認させてください。地図から見ると基盤整備の済んでいる優良農地に指定されている場所に見えますが、それでいいですか。もう1点、この審議会で土地利用基本計画図の変更を認める答申をしたとして、結果として国が除外を認めなかったら計画変更も白紙に戻るということになるのでしょうか。

農地・農村振興課 おっしゃるとおり、ここは優良農地であると認識しています。県としては農振除外のときにできるだけ生産力の高い農地は、外していただきたいと意見は申し上げるが、必要性や代替性などを市町村で検討の上、今回は除外の申請が上がってきているところです。可能な限り優良な農地は残していただきたいという私どもの思いと、市もその考えは同じであり、そこを考えた上でも、市としては、今後の住民の利便性や住環境の視点を考えるとこちらの方がいいという意見がありました。国の協議はこれから行う予定である

ため、お答えができない状況です。

須永委員 国の方がこれからということは、この審議会で案件1に関して認められたけれども、農振が外れないといった場合には、計画だけ変えるのですか。あくまで同時進行ということですか。段取りを教えてください。

農地・農村振興課 同時進行と考えていますが、間違いのないように後ほど確認して、お答えいたします。

議長 長 確認して、結果をお伝えください。

中村委員 一点、好奇心で聞いてみたいものと、もう一点、モニタリング出来たらいいのではないかとというものがあります。案件3ですが、細いところがうねってしまっていて、ここは道路になるのでしょうか。この四角いところが農用地として開発されるということでしょうか。

森林課 うねっている部分は、海岸部の道路から上がってくるルートかと思います。農用地部分は、変更箇所という矢印が届いていますが、こういった面的な部分が実際に使う部分ということになるかかと思えます。

中村委員 かなり奥地に農地を開発するイメージですが、なぜこの場所なのか、道路を作ってまでというのがわかったら教えてください。

森林課 養鶏場などの場合は、山の中に造成するケースが多くあります。今回の案件がこれに該当するかは、手持ち資料がない中、この場で明言はできませんが、そのような場合があるというお答えでよろしいでしょうか。

中村委員 結構です。もう一点、太陽光パネルについて、皆さんがおっしゃっていたようにかつて事故も起きてしまっていて、ダムに作られた水場の太陽光パネルが大雨によって傾いてしまい、そこから火災が起きるとか、陸上でも太陽光パネルの向きによっては、太陽の光の集まり方が余りに大きいと火事が起きるとか、そういった面もあると思うので、太陽光パネルに関しては作って終わりではなくて、できれば経過を見守って行って、その後どうなっているか、せっかくの土地利用ですのでモニタリングができる仕組みなどができたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 林地開発で林地でなくなった後は、森林サイドの目は届かないということになってしまいますので、課題として研究をさせていただきたいと思います。

中村委員 すぐどうこうできることではないと思うが、いい面も悪い面もあるのが太陽光パネルなので、見守っていく姿勢があるだけでも、乱開発に対する抑止力になるのではないのかと思います。ぜひよろしくをお願いします。

議長 事務局は宿題ということでぜひご検討ください。ウェブ参加の皆様、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですね。たくさん貴重なご意見をいただき、宿題がたくさん出ましたね。今後の課題は多いということですが、議事2の千葉県土地利用基本計画図の変更について、原案どおり承認する旨を知事に答申してよろしいでしょうか

(異議なし)

議長 異議が無いとのことですので、本計画の変更案を承認し、その旨、知事へ答申することといたします。繰り返しになりますが宿題がたくさん出ておりますので、よろしくご検討のほどをお願いします。

(3) 県土利用のモニタリングに関する調査について（報告）

議長 次に、議事(3)県土利用のモニタリングに関する調査について、事務局から報告をお願いします。

事務局 資料3「県土利用のモニタリングに関する調査報告書」に基づき説明

議長 それでは、議事3について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。全体傾向はご説明いただきましたが、各指標は膨大なので。

櫻井委員 モニタリングは、今回で3回目で、1年おきにやっているということですが、基本的には色々な統計資料に基づいて、データをとっていると思います。しかし、特に国の統計はここ10年ぐらいでだいぶ統計のとり方などが変わっていますし、場合によって統計がなくなっているケースもあるので、利用していた統計指標がなくなってしまうとか、集計方法が変わったので、継続的な評価できないというところが時々散見されます。そういった場合は何か新しい指標を利用するというのをされているのでしょうか。

事務局 それが難しいところでして、それにより評価ができなくなったところはあると思います。

議長 難しいとのことなので、こういう方法があるよというアイデアがありましたら、ぜひ、助言をいただければと思います

志賀(直)委員 資料の 29 ページ、指標 No. 69 に再生可能エネルギー発電設備の導入状況等の調査項目があるが、先ほど中村委員がおっしゃったような事故あるいは不適切な状況といったときのモニターに、この項目は使えないのでしょうか。質問です。

事務局 この項目自体は再エネの発電施設の運転出力について、目標ということではなくてそれ自体の状況をウォッチするという設定でしているものであり、ご指摘の視点とはまた少し違う趣旨で設定の仕方をしています。

志賀(直)委員 わかりました。そうしたら新しいテーマとして、そういった課題に対応するモニターの指標を作るというのは、無理でしょうか。

事務局 現実にできるかどうかは、この場でお答えできないが、次の第6次計画の中でどのような指標を作るかということは、今後、相談させていただきたいと思っています。

須永委員 資料の 28 ページ、44 番、国道、県道の改良後供用延長で道路のメーター数が載っているが、情報として、市町村道も含めて、道路延長を統計でとっていった方がいいと思います。10 年 20 年で人口減少を迎える中で、毎年必ず千葉県も市町村も道路を新設しているが、どれだけ道路が必要なのか、おそらく 10 年後ぐらいから、道路の維持管理にもものすごくお金が必要になって、例えば新しい道路を県が作ると、古い県道あるいはバイパスを作ったとき、古い道路を市町村に移管するんですね。市町村の方は、古い道路を維持していかなければいけないけれど、財政的に厳しくてすごく大変なんです。でも、やはり 1 人でもそれを使っている市民の方がいるとなかなか廃道にできない。そうなるとおそらく 10 年後ぐらいから問題化して 20 年後には、道路の維持管理がすごく大変になってしまうと思うので、適切な道路の面積があると思うんですね。なので市町村を含めた道路延長の距離を、毎年モニタリングしていった方がいいのではないかと思うので意見として言わせていただきます。

県土整備政策課 ご懸念も踏まえ、適切に対応させていただきたいと思えます。

岩波委員 私も1点のみ、16 ページ、持続可能な都市構造の形成の中に今回も話題になっている空き家等のことが書いていますよね。8割が策定しているという空き家等対策計画ですが、この件は千葉県だけではなく、全国の地方の方がもっと必要性は高いと思えます。例えば空き家等の対策で、どういう対策を打つことによって、空き家の解消が図れたなどの成果と、その成果が得られた分析も入れて欲しいと思えます。私の出身地は山梨県で、空き家を整理した人に固定資産税のメリットが行くような誘導策を、市町村単位でやっているらしく、どういう対策が空き家の管理や整理に有効かという知見があるのではないかなと思っています。これは結構重要な問題なので、内容と結果という表現の仕方で、全ての項目について、数字だけではなく、中身が見えるように表記していただくと、大変見応えがあり、活用できる資料になってくると思えます。いかがでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、計画の策定は進んでいるが、空き家自体は増えてしまっていると、そこがリンクしていないので、計画の中でどういう施策が具体的に効果あるのかという分析は今後必要かと思っています。担当課と相談してどういう分析が可能か検討させていただきたいです。先ほどの須永委員からのご指摘で道路に市町村等も含めてはということについては、12 ページで掲載しています。

宋倉委員 17 ページ、所有者不明土地の増加への対応として、“本県においては活用実績がないため、土地収用法の特例制度による知事裁定件数は今回調査では評価できません”とあったが、昨日参加した所有者不明土地の講演会で、この所有者不明土地をどうするか、狭隘の道路を拡幅していくのに、どういう手続きがあるか話を聴きまして、狭隘道路は県内でも、公道のうち1割、2割はないと思うが、結構な割合であり、そういうところを救急車両や消防が入っていくには、やはり道路を整備していった方がいいという話でした。コンパクトシティということもあるが、所有者不明土地は法律でも位置付けられたので、この制度を活用し、県としても市町村と協力し、用地をどうしていくのか考える必要がある。私はこの制度を活用して、積極的に所有者不明土地を取得し、まちづくりに活用したりした方がいいのではないかなと思えます。

県土整備政策課 ご指摘のとおり、改正民法により所有者不明土地の管理制度が創設されました。これは、管理人の選任を裁判所に申し立てることによって、その所有者の所在が不明の土地について、主に弁護士が

代わりに立つことが多いようですが、これによって、収用手続きによらずに、任意売却、任意取得ができるというメリットがありますので、公共事業を進めていく上で、活用させていただきたいと思っておりますので、また今後とも、いろいろご指導の方をいただきたいと思っております。

中西委員 まず、大きく2つ、質問と意見です。県土利用の基本方針の実現のための施策の進捗状況ということで、②計画実現に向けた措置に関する指標というものが、中のものをまとめて“達成”、“進展”、“進展せず”、“未判明等”と、“達成・進展率”となっていると思うのですが、この分け方が気になりまして、この達成と進展率がまとまっていて、100%達成なものが、少しでも進展していればこの率に含まれているので、正直ではない数字ではないかなと、これは潔く“達成率”にしたら、いいのではないかというのと、もう1つが、“進展せず”は進んでないように見えますが、中をよく見ると後退しているものですね。この辺の自分たちに甘い表記の仕方が気になったのですが、この辺りのお考えをお聞きしたいです。

事務局 目標が100%もしくは目標以上に達成しているもの、そこまで及ばなかったけれども進んでいるものということをつけて、最後にこれは、まとめて表記しています。もちろん分けて書くことも可能です。それから、“進展せず”ではなくて“後退”にすべきということですかね。

中西委員 後退してしまっているのだから“進展せず”だと真意が表現されていないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

事務局 ご指摘を踏まえて、また表現の仕方を検討させていただければと思います。

中西委員 わかりやすい方がこれからの改善に役立つので、概要で表現するところなるのかと思うが、達成した指標と進展しなかった指標がピックアップされている一方、進展した指標は丸まっていないのでその辺りもわかりにくいと思いました。

もう1点、三角が書かれていて、モニタリング指標の体系が説明されていると思います。それぞれ1から4までの何項目指標があるか書かれていると思うが、この4が非常に少なくなってしまった状況をお聞きしてもいいですか。

事務局 この指標を設定したときの経緯が、今すぐには出てこないの、

確認をさせていただきます。

中西委員 確認していただけるということなので、宿題で了解しましたが、多分、現実的に取れる数字がなかったのかと思います。

こういう数字が取れるのではないかと思ったのが、30 ページの災害に関する指標のところ、市町村の業務継続計画策定率の数字があるので、その他の民間の BCP の作成率や、保育園、福祉施設においての BCP が作成されているかということは、多分調べれば出る数字だと思うし、必要だと思うので、そのあたりを今後に向けて調べていただければと思います。意見です。

事務局 ご指摘のとおり、基本的には独自に調査をして数字を取っているというよりは、既存の統計を活用している中で、適切に取りやすい指標がなかったということだったのかなと思います。次期計画における指標の取り方については、いただいたご意見を踏まえ、また検討させていただきたいと思います。

あと、先ほどの“後退”という表現について、今回は横ばいのもので実際に後退しているものを含めて、“進展せず”というような表現にしています。そこをどこまで細かく書くかは、ご指摘も踏まえて考えさせていただきたいと思います。

中村委員 調査も素晴らしくて、大変な労力だったと思っています。所有者不明土地のところで、この統計が県で取れるのか確認したい。今、空き家バンク制度が創設されていて、各市町村のホームページなどで見られるが、その空き家バンクの利用率や空き家に対する割合を県の方で把握できたら、指標の1つになるのではないかと思う。

また、所有者不明土地は、令和3年から大きな動きがあり、買取制度もできています。買取制度の県の利用率を吸い上げることができるのか、そういったものを拾い上げられれば指標の1つになるのではないかと思う。

あと、特定空き家制度というのができたが、特定空き家になってしまった空き家が何件あるのか、その増減、そういった指標は、今後、活用できるのでしょうか。回答は今でなく、次回でもいいのですが。

議長 今お答えできることがあれば、それでは、宿題ということをお願いいたします。

議長 他によろしいでしょうか。それでは、議題（3）については以上とさせていただきます。これで、予定されていた議題は終了となり

ますが、この他、委員の皆様から特に発言はございますか。

(質問・意見なし)

議 長 事務局からは何かありますか。

事務局 長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございました。本日たくさんのご意見いただきまして、しっかりと受けとめさせていただいて、庁内各部局と連携しながら、できることを考えて参りたいと思います。この計画というのは限られた土地というものを活かしてどのように、利益を引き出していくかという上で、誰もが参照すべき、非常に重要なものが定められております。引き続き、ご意見をいただきながら、よりよいものを作っていきたいと考えていますので、引き続きご指導よろしくお願いたします。
本日は誠にどうもありがとうございました。

事務局 次回の審議会についてご案内いたします。

次回の審議会は、令和7年3月頃の開催を予定しています。

議題としては、第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画について、本日、委員の皆様からいただいたご意見、さらに調査検討部会の議論を踏まえて作成した計画素案についてご審議いただきたいと考えています。よろしくお願いたします。

議 長 委員の皆様、長時間ありがとうございました。いただいたご意見やたくさん宿題になったものがあります。これは事務局と部会員の皆さん、よろしくお願いたします。また、ご協力ありがとうございました。では進行を事務局にお返しします。

事務局 今日長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会を閉会いたします。

以上